

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月13日（平成30年（行情）諮問第96号）

答申日：平成30年5月11日（平成30年度（行情）答申第46号）

事件名：「発達障害に含まれる障害として「知的障害」を含んでいる文書」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「発達障害に含まれる障害として「知的障害」を含んでいる文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年10月20日付け愛労発安1020第3号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成29年8月21日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「発達障害に含まれる障害として「知的障害」を含んでいる文書」に係る開示請求を行った。

イ これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年11月13日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

（3）理由

本件審査請求に係る開示請求は、「「知的障害」が発達障害に含まれる障害であることが分かる文書」の開示を求めるものである。

「発達障害」については、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）2条1項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされており、ICD-10（疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するためWHOから勧告された統計分類であり、その第10回目の改訂版）のコード中、F80からF89まで及びF90からF98までにあたる症状を指す。

一方で、ICD-10における知的障害＜精神遅滞＞は、F70からF79にあたる症状に分類されている。

このように、発達障害と知的障害＜精神遅滞＞は、審査請求人が示すような包含関係にあるものではなく、それぞれ独立している症状であると言える。なお、発達障害に含まれる症状の1つであるF84.1の非定型自閉症については、ICDに準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類（平成27年2月13日付け総務省告示第35号）」において、「知的障害＜精神遅滞＞の分類が必要な場合は追加コード（F70-F79）を使用する。」とされているとおり、この場合も、いずれかの障害が包含されているような関係ではなく、両方を同時に発症しているものを指す。

以上を踏まえると、本件対象行政文書について、審査請求人が示すような「発達障害に知的障害が含まれる」という事実関係はないため、これを作成・取得しておらず、保有していないことから不開示とした原処分は、妥当であると考えられる。

（4）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「審査請求人が開示請求した文書を特定していない」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、上記（3）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

（5）結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えられる。

2 補充理由説明書

法19条1項の規定に基づき、平成30年2月13日付け厚生労働省発職雇0213第11号により諮問した平成30年（行情）諮問第96号に係る諮問庁理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、下記のとおり補充して説明する。

記

理由説明書の「（4）審査請求人の主張について」について、全文を以

下のとおり修正して説明する。

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している」として原処分取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、本件対象行政文書の不存在については、上記（３）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成３０年２月１３日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年３月１９日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ④ 同年４月１３日 審議
- ⑤ 同年５月９日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象文書について

本件対象文書は、「発達障害に含まれる障害として「知的障害」を含んでいる文書」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２ 本件対象文書の保有の有無について

(１) 諮問庁は、理由説明書（上記第３の１（３））において、以下の旨を説明し、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であるとする。

ア 「発達障害」については、発達障害者支援法２条１項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされており、ＩＣＤ－１０（疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するためWHOから勧告された統計分類であり、その第１０回目の改訂版）のコード中、F８０からF８９まで及びF９０からF９８までにあたる症状を指す。

イ 一方で、ＩＣＤ－１０における知的障害＜精神遅滞＞は、F７０からF７９にあたる症状に分類されている。

ウ このように、発達障害と知的障害＜精神遅滞＞は、審査請求人が示すような包含関係にあるものではなく、それぞれ独立している症状であると言える。

エ なお、発達障害に含まれる症状の１つであるF８４．１の非定型自閉症については、ＩＣＤに準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類（平成２７年２月１３日付け総務省告示第３５号）」において、「知

的障害〈精神遅滞〉の分類が必要な場合は追加コード（F70－F79）を使用する。」とされているとおり、この場合も、いずれかの障害が包含されているような関係ではなく、両方を同時に発症しているものを指す。

オ 以上を踏まえると、本件対象文書について、審査請求人が示すような「発達障害に知的障害が含まれる」という事実関係はないため、これを作成・取得しておらず、保有していないことから不開示とした原処分は、妥当であると考えらる。

(2) 愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、法令等に基づくものであり、不自然・不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子